

社会福祉法人 富士見市社会福祉協議会表彰規程

規 程 第 2 号

2019年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉の向上と発展に貢献しその功績が顕著であるもの、社会福祉活動が優秀なもの並びに社会福祉活動に協力、支援したものに対し、社会福祉法人富士見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長がこれを表彰し、又は感謝の意を表することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象及び基準)

第2条 表彰の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 民生委員児童委員又は保護司として10年以上在職している者
- (2) ボランティアとして次に掲げる活動期間があり、地域福祉の増進に功績顕著な者又は法人及び団体
 - ア 10年以上20年未満
 - イ 20年以上30年未満
 - ウ 30年以上
- (3) 社会福祉事業施設役員等及び社会福祉団体役員等として10年以上在職している者
- (4) 社会福祉事業施設職員、社会福祉団体関係者及び社会福祉事業従事者として20年以上在職している者
- (5) 社会福祉を推進する企業及び団体として、活動期間が10年以上あるもの
- (6) 社会貢献活動実践企業、団体又は事業者として、現に社会の課題解決を図るための活動期間が3年以上あるもの
- (7) 本会の理事、監事又は評議員であって、在職期間が10年を超える者
- (8) 地区社会福祉協議会の役員であって、在職期間が10年を超える者
- (9) 本会の職員であって、在職期間が20年を超える者
- (10) 第各号に定めるもののほか、特に優れた功績があり表彰することが適当と会長が認めたもの

2 前項に規定する対象のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 個人又は団体の業としての行為及び利益代表団体、宗教団体等がその本来の目的のために行った行為等
- (2) 懲戒処分により解職等された者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 刑事事件により起訴されているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、表彰することが趣旨にそぐわないと会長が判断したもの

3 前項に定める各期間の基準日は、当該年度の4月1日とする。

(表彰手続)

第3条 前条に定める表彰者を決定する場合には、次の各号に掲げる推薦者に推薦を求めるものとする。

- (1) 連合会、支部、社会福祉事業施設及び社会福祉団体の長は、当該連合会、支部、社会福祉事業施設及び社会福祉団体において、前条第1項第1号から第4号及び8号の規定に該当するものがあるときは、推薦書（様式第1号）により推薦することができる。
- (2) 本会会長は、前条第1項第3号、第5号から第7号、第9号及び第10号の規定に該当するものがあるときは、推薦書（様式第2号）により推薦することができる。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、前条第1項第6号の規定に該当するものがあるときは、富士見市長においても推薦することができる。

（感謝の対象及び基準）

第4条 感謝の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人寄付 同一年度で3万円以上
- (2) 団体寄付 同一年度で10万円以上
- (3) 永年賛助会費、永年法人会費及び永年特別会費の納入者 納入額が5万円、10万円、15万円、20万円及び25万円に達した年度
- (4) 物品寄付
 - ア 個人寄付 複数年度で寄付当時の時価にて計算した金額の合計額が3万円以上
 - イ 団体寄付 複数年度で寄付当時の時価にて計算した金額の合計額が10万円以上
- (5) 基金への寄付
 - ア 個人寄付 同一年度で3万円以上
 - イ 団体寄付 同一年度で10万円以上

2 前項に定める各基準額の基準日は、当該年度の11月1日とする。

（表彰及び感謝の決定）

第5条 表彰は、第3条で推薦された候補者を理事会に諮って決定するものとする。

2 感謝は、会長が決定するものとする。

（死亡した者の表彰等）

第6条 表彰又は感謝（以下「表彰等」という。）の対象者が表彰等の前に死亡したときは、その遺族に対して表彰等を行うことができるものとする。

（表彰等の日）

第7条 表彰等の日は、本会の社会福祉大会の日とする。ただし、感謝は、会長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

（表彰等の方法）

第8条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈するものとする。

2 感謝は、感謝状を贈るものとする。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年12月1日から施行する。